

快適森林環境創出事業

目的

森林所有者が管理を放棄した里山林等は荒廃が進み、快適な生活環境が失われるとともに、集中豪雨等による土砂災害が発生するなど、適切な整備が求められています。

また、松くい虫被害は依然として広範囲で発生しており、被害の拡大が懸念されています。

このため、荒廃した里山林等を適切に保全・整備するとともに、松くい虫被害林等を自然力を生かして再生することにより、災害が少ない、安全で快適な森林環境を創出するなど、森林のもつ公益的機能の回復を図ります。

令和8年度事業概要

1 事業内容

(1) 里山林等再生事業

居住地周辺の緊急に整備が必要な里山林における不用木や荒廃竹林の伐倒整理、上層木の伐りすかし等による緩衝帯の整備などにより快適な森林に誘導する。

(事業実施後は、ボランティアグループ等による自主的な管理をお願いしています。)

○事業主体：森林組合 ○補助率：1/2以内

(2) 松くい虫被害林再生事業

自然力を生かした跡地更新を容易にするための松くい虫の過年度被害木並びに不用木を伐倒整理する。

○事業主体：森林組合 ○補助率：1/2以内

(3) 広葉樹等利用促進事業

① 未利用広葉樹のしいたけ原木等利用に係る搬出経費

○事業主体：森林組合、木材生産業者等

○補助率：1/2以内(上限5,000千円/事業者)

② しいたけ原木等の倒木接種に係る経費

○事業主体：しいたけ生産者等 ○補助率：1/2以内

③ 大径広葉樹の有効活用に必要な実証経費

○事業主体：市町村、森林組合等 ○補助率：1/2以内(上限1,000千円/事業者)

④ 林地残材の木材チップ等、有効活用に必要な実証経費

○事業主体：市町村、森林組合、木材生産業者、森林整備法人

○補助率：1/2以内(上限1,500千円/事業者)

2 令和8年度 おかやま森づくり県民税充当額 23,762千円



里山林等再生事業



松くい虫被害林再生事業



広葉樹等利用促進事業